

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に用いる算出式の運用基準

別表

(この表は、工事の種類毎に、「設計書に基づく工事費内訳」を最低制限価格又は調査基準額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準の算出式に用いる場合の運用基準です。)

工事の種類		最低制限価格制度及び低入札価格調査制度(最低制限価格等及び工事費内訳別判断基準の算出式)に用いる工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
① 土木 工事	(ア) 下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	(イ) 鋼橋製作	直接工事費+材料費+製作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	(ウ) 電気(一般工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+機器間接費	一般管理費等+機器費×0.1
	(エ) 機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等
② 建築 工事	建築(建築機械設備、建築電気設備等を含む)	直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.25	一般管理費等
③ 工下 事水 道	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1
④ 上水 道工 事	厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表で積算した工事	土木工事 直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	電気設備※ 機械設備※	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1

算出 方法	最低制限価格又は調査基準額(右欄合計額)	×0.97	×0.9	×0.9	×0.55
	工事費内訳別判断基準	75%以上	70%以上	70%以上	30%以上
	工事費総額判断基準(右により算出される額以上)	直接工事費×a+(共通仮設費積上分+共通仮設費率分)×b+現場管理費×c+一般管理費等×d(係数a, b, c, dは3ページの算出式参照)			

備考) 用語の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による。  
※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。また、公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、②建築工事により算出する。

○ 上記の表の見方(最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳の運用基準)

(直接工事費の例)  
最低制限価格等の算出式に用いる「直接工事費」は、①土木工事では、「本市の設計書(仕様書)に基づく直接工事費」、②建築工事では、「本市の設計書(仕様書)に基づく直接工事費×0.75」になります。この額に対してそれぞれの率や係数を乗じます。③下水道工事等も同様の見方となります。  
なお、「現場管理費」等の他の工事費内訳についても、表中の基準によるものが最低制限価格等の算出式に用いる各工事費内訳となります。  
(参考) 最低制限価格又は調査基準額の算出式=  
(直接工事費×0.97)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.90)+(一般管理費等×0.55)

※ 最低制限価格等とは、「最低制限価格又は調査基準額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準」をいう。